平成１７年（排）第８号

排　除　命　令　書

東京都新宿区新宿五丁目５番１０号
財団法人厚生年金事業振興団
同代表者　理事長　吉原　健二

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　財団法人厚生年金事業振興団は，「ウェルサンピア」等と称する宿泊設備を有する福祉施設の提供する役務の内容について，一般消費者の誤認を排除するために，遅くとも平成１６年４月ころから平成１７年３月ころまでの間に行っていた，当該施設に設置した浴場の浴槽の温水が，水道水を加温した上で医薬部外品である鉱石等を使用したものであるにもかかわらず，あたかも温泉を使用したものであるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該施設の提供する役務の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　財団法人厚生年金事業振興団は，今後，宿泊設備を有する福祉施設の提供する役務の内容について，前項の表示と同様の表示を行うことにより，その内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

３　財団法人厚生年金事業振興団は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1(1)　財団法人厚生年金事業振興団（以下「厚生年金事業振興団」という。）は，肩書地に事務所を置き，厚生年金保険の被保険者，被保険者であった者及び受給権者並びにこれらの者の家族（以下「被保険者等」という。）の福祉を増進するために必要な事業を行い，厚生年金保険制度の円滑な運営と健全な発展を図り，もって国民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された公益法人であり，国から委託を受け，厚生年金保険法の規定に基づき国が設置した福祉施設の運営を行っている。

(2)　厚生年金事業振興団は，平成１７年７月１日現在，全国に８６か所設置されている「ウェルサンピア」，「ウェルハートピア」等と称する宿泊設備を有する福祉施設（以下「ウェル宿泊施設」という。）を運営しており，前記被保険者等に限らず，広く一般消費者にも，ウェル宿泊施設を利用させている。

2　厚生年金事業振興団は，ウェル宿泊施設について，一般消費者に配布する「ウェル旅ガイドブック」と称するウェル宿泊施設すべてを記載したガイドブック及び施設ごとに作成したパンフレット並びにインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしている施設ごとに作成したホームページに広告を掲載している。

3　厚生年金事業振興団は，別表記載の２０のウェル宿泊施設に設置した浴場の浴槽に使用している温水に関し，別表記載のとおり

(1) 前記２のガイドブック中，２０のウェル宿泊施設についての記載部分において，例えば，群馬県高崎市所在の「ウェルサンピア高崎」について，遅くとも平成１６年４月ころから平成１７年３月ころまでの間，「温泉（光明石・展望）泉質　光明石温泉」，「温泉大浴場」，「６階にある光明温泉の浴場は眺望抜群で，赤城山，榛名山，妙義山の上毛三山が一望できる素晴らしい眺めが魅力です。」と

(2) 前記２のパンフレット中，１２のウェル宿泊施設について作成したパンフレットにおいて，例えば，埼玉県入間郡越生町所在の「ウェルサンピア埼玉おごせ」について，遅くとも平成１６年４月ころから平成１７年３月ころまでの間，「温泉三昧プラン」と標題の上，「「温泉三味」四季折々に姿を変える奥武蔵の自然と自慢の温泉を満喫できます。」，「●トロン温泉入浴」，「トロン温泉の効能　腰痛、神経痛、肩こり、うちみ、くじき、痔病、水虫、冷え性、しもやけ、疲労回復などに効果があり、心身のリフレッシュに最適な温泉です。」

と

(3) 前記２のホームページ中，１４のウェル宿泊施設について作成したホームページにおいて，例えば，千葉県君津市所在の「ウェルサンピア君津」について，遅くとも平成１６年４月ころから平成１６年１１月ころまでの間，「《光明石温泉》◇温泉効能 神経痛・肩のこり・痔・リウマチ・腰痛冷え症・産前産後の冷え症・疲労回復」，「■温泉大浴場　～里見の湯～■」，「日帰り温泉入浴」とそれぞれ，記載することにより，あたかも，これらのウェル宿泊施設に設置した浴場の浴槽の温水が温泉を使用したものであるかのように表示しているが，実際には，当該浴槽の温水は，温泉を使用したものではなく，水道水を加温した上で医薬部外品である鉱石等を使用したものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，厚生年金事業振興団は，宿泊設備を有する福祉施設の提供する役務の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１７年１０月１３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生